

令和8年度非結核性抗酸菌症啓発週間実施要領

1 趣 旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律114号）では、国及び地方公共団体の責務として、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及等、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨が規定されている。

2014年の厚生労働科学研究において、肺非結核性抗酸菌症の罹患率が、結核の罹患率を上回り、増加傾向にあることが明らかになり、公衆衛生上の課題となっている。非結核性抗酸菌症では、治療介入の必要性の判断や、治療薬の副作用マネジメント等に高度な専門性を要するため、感染症や呼吸器専門医等の、非結核性抗酸菌症診療の知見を有する専門家による介入が不可欠であり、医療従事者への正しい知識の普及を進める必要がある。また、広く国民に対する非結核性抗酸菌症の知識の普及は、早期診断、治療に繋がり、患者の予後改善の観点で重要である。このことから、令和8年度より「非結核性抗酸菌症啓発週間」を設け、国民に対して普及啓発を行うものとする。

2 主 催（案）

厚生労働省、一般社団法人日本結核・非結核性抗酸菌症学会

3 後 援（案）

文部科学省、内閣感染症危機管理統括庁、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本環境感染学会及び公益社団法人日本化学療法学会

4 実施期間

令和8年9月24日（木）から9月30日（水）まで

5 重点目標

国民の非結核性抗酸菌症に対する正しい理解を得るため、地域の団体組織等を通じて、より一層の普及啓発を図る。

なお、同じ期間に実施する「呼吸器感染症予防週間」「結核予防週間」と効果的に連携し、感染症全般のより一層の普及啓発を図ることとする。

6 非結核性抗酸菌症啓発週間における標語

『長引く咳に、NTM症という視点を』

7 実施行事等（例）

(1) 非結核性抗酸菌症啓発週間の周知（各主催団体）

非結核性抗酸菌症啓発週間のポスターを作成し、関係各機関へ配布するほか、電車・バス内での広告、懸垂幕、電光掲示板等により国民一般に対して非結核性抗酸菌症啓発週間の周知を図る。

(2) 資料の配布（各主催団体）

非結核性抗酸菌症に対する関心を高めるため、関係各機関等に非結核性抗酸菌症に関するパンフレット、リーフレット等を配布する。

(3) 講演会、講習会等の開催（各主催団体）

非結核性抗酸菌症の啓発活動を推進するため、関係団体を中心とした地区組織の拡充強化を図るとともに、各地において講演会、講習会、パネル展等を開催する。

(4) 児童・生徒への非結核性抗酸菌症の知識の普及（各主催団体）

非結核性抗酸菌症の正しい知識を児童・生徒に普及するため、全国の小中高等学校において学級活動、学校行事等を通じて指導するよう、文部科学省の後援により呼びかける。

(5) 街頭啓発活動の実施（各主催団体）

非結核性抗酸菌症啓発週間の周知と国民一般の非結核性抗酸菌症に対する関心を喚起するため、非結核性抗酸菌症啓発を周知する語句の入ったリーフレット等を手渡すなどして非結核性抗酸菌症啓発思想の普及を図る。

(6) 報道機関等との連携（各主催団体）

全国の主要な報道機関にリーフレット等の広報資料を配付し、非結核性抗酸菌症啓発週間の周知、行事の取材等を依頼する。

広報誌、関係機関誌等に非結核性抗酸菌症の啓発に関する記事が掲載されるよう積極的に依頼する。

(7) その他

上記のほか、各種集会の開催など各地域で適宜、非結核性抗酸菌症啓発週間の趣旨に沿った行事を行う。